

住宅以外の建物を除却した場合の跡地の利用について

須崎市老朽住宅等除却事業費補助金を利用し、倉庫など住宅以外の建物を除却した場合は、除却工事完了の翌年度から起算して5年間、除却後の跡地を地域の活性化のための計画的利用に供しなければなりません。

【跡地の主な利用例】

- ・防災空地
- ・地域の憩いの場
- ・狭隘道路の待避所
- ・地域の行事や催しに活用

など

地域活性化のための計画的利用に供する跡地は、次のとおりです。

NO	地番	地区	実施年度	使用期間
1	浜町2丁目379-2、391	須崎	令和元年度	R4. 4. 1～R9. 3. 31
2	浦ノ内西分824	浦ノ内	令和3年度	R5. 5. 1～R10. 4. 30
3	浦ノ内灰方1152-20	浦ノ内	令和4年度	R5. 4. 1～R10. 3. 31
4	押岡1228番地	多ノ郷	令和5年度	R6. 4. 1～R11. 3. 31
5	大谷729-40	南	令和5年度	R6. 4. 1～R11. 3. 31
6	多ノ郷乙369-1	多ノ郷	令和5年度	R6. 4. 1～R11. 3. 31
7	吾井郷乙2	吾桑	令和6年度	R7. 4. 1～R12. 3. 31
8	大谷729-39	南	令和6年度	R7. 4. 1～R12. 3. 31